

J R 東海労幹関西地「申」第 27 号
2 0 2 0 年 4 月 2 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松 寄 道 洋 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑 野 浩 孝

「新型コロナウイルス」感染防止に関する緊急追加申し入れ（3）

3月31日、鳥飼車両基地に到着したG41編成の車内清掃を関西サービック係員が行っていたところ、車内清掃がほとんど終了する頃にJR東海会社から関西サービックの当直に、「G41編成3号車にコロナウイルス感染者が乗車していた。」との連絡があり、作業を中断し消毒を行ったようである。

また、3月28日にも鳥飼車両基地に到着したX18編成の仕業検査作業を行っていたところ、「5号車にコロナウイルスに感染者が乗車していた」として、仕業検査作業を中断する事象があった。

私たち公共交通機関で働く社員・組合員は、不特定多数の人々と接触する機会が多く、コロナウイルスに感染するリスクが非常に高くなっている。会社は行政機関などからコロナウイルス感染者の乗車情報が入れば、至急情報伝達を行い情報を隠さず全て明らかにし、現場で働く人達が安心して働ける環境をつくるべきである。よって、以下の通り緊急に申し入れるので、団体交渉の場を設定すること。

記

1. G41編成、X18編成にコロナウイルス感染者が乗っていた事実を把握した経過並びに、どのように対応したのか時系列で具体的に明らかにすること。
2. これまで、コロナウイルス感染者が乗車していた列車（F8、X44、X18、G41）に従事した乗務員並に現場作業員及び関連会社社員にその事を告知し、健康状態を定期的に確認しているのか明らかにすること。
3. 行政機関などからコロナウイルス感染症に感染した人の乗車情報が入れば、至急情報伝達を行い、該当する列車の消毒を行うこと。

以上